

鳥丸半島中央部複合型観光集客施設の活用にかかる
まちづくりに関する基本協定書（案）

草津市（以下「甲」という。）並びに株式会社 JPF（以下「乙」という。）及び株式会社 JPFサーフ（以下「丙」という。）は、鳥丸半島中央部複合型観光集客施設事業の推進に関連して、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鳥丸半島中央部複合型観光集客施設事業の積極的な推進と併せて、甲並びに乙及び丙の連携による本市の観光振興等により、魅力あふれるまちづくりを目指すことを目的とする。

（連携項目）

第2条 乙及び丙は、前条に規定するまちづくりの目的を実現するため、次の各号に掲げる項目について検討及び取組を行うものとする。

- （1）観光振興に関する項目
- （2）スポーツ文化の振興に関する項目
- （3）教育活動の充実に関する項目
- （4）健康増進に関する項目
- （5）地域の活性化に関する項目
- （6）水生植物公園みずの森、道の駅草津など周辺施設との連携強化に関する項目
- （7）本市のシティーセールスに関する項目
- （8）その他、本市の魅力や市民サービスの向上に関する項目

2 前項各号の具体的な事項については、甲並びに乙及び丙協議の上、その都度決定し、連携して取り組むものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結から5年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の1か月前までに、乙及び丙からの書面による改定の申し入れがないときには、さらに1年更新するものとする。その後も同様とする。

2 前項の有効期間中にかかわらず、この協定を解消しようとするときは、甲が乙及び丙協議の上決定する。

（協定の変更）

第4条 甲並びに乙及び丙は、そのいずれかから、本協定の内容について変更を申し出た場合には、その都度協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 乙及び丙は、取組にあたって知り得た情報を甲の承認を得ないで第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(その他)

第6条 甲並びに乙及び丙は、本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する

令和7年7月15日

甲 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市長 橋川 渉

乙 東京都千代田区富士見台二丁目4番11号

株式会社 JPF

代表取締役 渡辺 俊太郎

丙 滋賀県草津市大路一丁目11番14号

フロント草津ビル5F

株式会社 JPF サーフ

代表取締役 久場 善博